

厚生常任委員会資料 (補正)

令和5年3月3日

病院局

1	予算議案	3 - 6
	令和4年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）	
2	特別議案	7 - 10
	宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例	
3	その他報告事項	11 - 15
	新県立宮崎病院再整備事業の現況及び全体スケジュールの見直しについて	

【議案第61号】
令和4年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）について

経営管理課

1 補正の理由

- (1) 宮崎病院における患者数の増加や抗がん剤等の高額医薬品の使用量増に伴う材料費の不足
- (2) 3病院におけるエネルギー価格高騰等による光熱費の増加に伴う経費の不足
- (3) 日南病院における台風14号被害に係る復旧工事に関して災害復旧事業債を発行

(参考) 日南病院被災箇所（一部）



講堂（天井）



医長公舎（受水槽小屋）

【議案第61号】
令和4年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）について

経営管理課

2 補正の内容

(1) 材料費の増額

宮崎病院の患者数増等により入院・外来収益の増加を見込むとともに、抗がん剤等の高額医薬品の使用量増に伴い薬品費が不足することから、所要額を補正する。

（病院事業収益）入院収益	836,528千円
（病院事業収益）外来収益	354,048千円
（病院事業費用）材料費	333,671千円

(2) エネルギー価格高騰

エネルギー価格高騰により不足が見込まれる経費について所要額を補正するとともに、財源の一部に物価高騰対策緊急支援金を活用する。

（病院事業収益）一般会計負担金	34,800千円
（病院事業費用）経費（光熱水費）	185,545千円

(3) 災害復旧

台風14号により被災した日南病院の災害復旧工事について、必要額を経費に計上するとともに、財源の一部に災害復旧事業債を充てる。

（病院事業費用）経費（修繕費）	739千円
（資本的収入）企業債	700千円

1 予算議案

【議案第61号】
令和4年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）について

経営管理課

収益の収支

（単位：千円）

科目	既決予定額	補正予定額	計	備考
病院事業収益	39,283,223	1,225,376	40,508,599	
医業収益	29,219,321	1,190,576	30,409,897	
入院収益	19,996,745	836,528	20,833,273	(1) 患者数増・薬価等収入
外来収益	8,090,992	354,048	8,445,040	
医業外収益	10,063,902	34,800	10,098,702	
一般会計負担金	8,124,786	34,800	8,159,586	(2) 物価高騰支援金
病院事業費用	39,920,098	519,955	40,440,053	
医業費用	39,324,698	519,955	39,844,653	
材料費	10,449,062	333,671	10,782,733	(1) 薬品費
経費	6,227,232	186,284	6,413,516	(2) 光熱費 (3) 災害復旧工事
収支残	△ 636,875	705,421	68,546	

1 予算議案

【議案第61号】
令和4年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）について

経営管理課

資本的収支

（単位：千円）

科目	既決予定額	補正予定額	計	備考
資本的収入	7,250,745	700	7,251,445	
企業債	4,868,700	700	4,869,400	(3) 災害復旧事業債
資本的支出	9,104,707	0	9,104,707	
収支残	△ 1,853,962	700	△ 1,853,262	

※ 資本的収支の不足額1,853,262千円は、損益勘定留保資金等で補てんする。

【議案第69号】
宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例

経営管理課

1 改正の概要

研修資金の貸与を受けた医師が育児休業等を取得した場合の返還免除に係る取扱いを新たに定めるなど、関係規定の改正を行うもの

【専攻医研修資金貸与制度の概要】

県立日南病院・延岡病院の医師の安定的な確保を目的に宮崎大学医学部の各講座（医局）に在籍する医師に対して研修資金を貸与

- ・月額150千円、最長3年間
- ・日南病院又は延岡病院で貸与を受けた期間に相当する期間（最長2年間）勤務した場合は返還を免除

①専門研修開始年度から6年（特例で8年）以内に業務従事開始

②専門研修開始年度から10年以内に業務従事完了

※宮崎病院勤務期間は①、②それぞれの期間から除く。

【議案第69号】
宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例

経営管理課

2 改正内容

育児休業を取得する医師が多くなっていることを受け、返還免除の要件における育児休業等やむを得ず勤務できない期間の取扱いを規定するとともに、返還免除のための要件（期限）を業務従事完了の期限（上記1②の期限）のみとする。

（このことで、当該研修資金の貸与を受けた医師の日南病院・延岡病院での勤務可能性が高まり、両病院における医師の安定的な確保が期待される。）

（返還免除の要件：改正前）

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
医師国家試験合格	初期研修 (2年)	8年の期間内に日南病院又は延岡病院での勤務を開始									
		10年の期間内に日南病院又は延岡病院での勤務期間（貸与を受けた期間に相当する期間）完了 (宮崎病院勤務期間を除く。)									

（返還免除の要件：改正後）

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
医師国家試験合格	初期臨床 (2年)	10年の期間内に日南病院又は延岡病院での勤務期間（貸与を受けた期間に相当する期間）完了 (育休などやむを得ず勤務できない期間及び宮崎病院勤務期間を除く。)									
	(参考)	→専門研修（3～5年） 貸与可能期間									

3 施行期日

公布の日

2 特別議案

【議案第69号】 宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例

経営管理課

参考：新旧対照表

改正前	改正後
<p>(返還)</p> <p>第8条 専攻医研修資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた専攻医研修資金を、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内一括して返還しなければならない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、別に期限を定め、又は分割して返還させることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>専門研修開始年度の4月1日から起算して6年を経過する日までの間（管理者が定めるところにより大学講座の派遣により県立宮崎病院において医師の業務に従事したと認められる期間を除く。以下「業務従事開始期間」という。）に、大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事しなかったとき。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p><u>2 前項第2号の規定にかかわらず、管理者は、専攻医研修資金の貸与を受けた者に特別の事情があると認めるときは、2年を限度として業務従事開始期間を延長することができる。</u></p> <p><u>3・4</u> [略]</p>	<p>(返還)</p> <p>第8条 専攻医研修資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた専攻医研修資金を、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内一括して返還しなければならない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、別に期限を定め、又は分割して返還させることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p><u>2・3</u> [略]</p>

【議案第69号】 宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例

経営管理課

参考：新旧対照表

改正前	改正後
<p>(返還の免除)</p> <p>第10条 管理者は、専攻医研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、専攻医研修資金の返還の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) <u>業務従事開始期間（第8条第2項の規定により当該期間を延長する場合を含む。）</u>に、大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事した場合で、専門研修開始年度の4月1日から起算して10年を経過する日までの間（管理者が定めるところにより大学講座の派遣により県立宮崎病院において医師の業務に従事したと認められる期間を除く。）に、管理者が定めるところにより大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事したと認められる期間（以下「業務従事期間」という。）が、貸与を受けた期間に相当する期間（貸与を受けた期間が2年を超えるときは2年。以下「必要勤務期間」という。）に達したとき。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(返還の免除)</p> <p>第10条 管理者は、専攻医研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、専攻医研修資金の返還の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) 専門研修開始年度の4月1日から起算して10年を経過する日までの間（<u>育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をいう。）</u>、<u>介護休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第2号に規定する介護休業及び同法第61条第6項において読み替えて準用する同条第3項の規定による休業をいう。）</u>）その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間及び管理者が定めるところにより大学講座の派遣により県立宮崎病院において医師の業務に従事したと認められる期間を除く。）に、管理者が定めるところにより大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事したと認められる期間（以下「業務従事期間」という。）が、貸与を受けた期間に相当する期間（貸与を受けた期間が2年を超えるときは2年。以下「必要勤務期間」という。）に達したとき。</p> <p>(2) [略]</p>

新県立宮崎病院再整備事業の現況及び全体スケジュールの見直しについて

経営管理課 県立病院整備推進室

1 再整備事業の現況

(1) 新病院

令和4年1月11日の開院以来、新病院の運用状況を確認しながら、より効率的な医療行為やスタッフの働きやすさにつながるよう、施設の改善を図っている。

(2) 研修棟（旧精神医療センター）

旧施設を改修し、県下の医療従事者等のための研修施設として活用を図るとともに、建物の一部を第一種感染症病床（2床）として整備し、令和4年8月より運用を開始している。
なお、研修エリアについては、医療ガス設備や通信設備を整備し、実践的な研修を可能とするとともに、大規模災害時等において医療施設としての転用が可能な施設となっている。

(3) 付属棟

看護学生等の控室や宮崎市が運営する夜間急病センター小児科等は従来の機能を維持し、新病院に移転したベッド消毒室、リネン保管庫及び物流センター等のスペースに院内保育施設や職員仮眠室等を整備した。

新県立宮崎病院再整備事業の現況及び全体スケジュールの見直しについて

経営管理課 県立病院整備推進室

1 再整備事業の現況

(4) 解体工事等の進捗

令和4年7月に着手した旧病院の解体工事は、仮囲いや防音対策パネル等の仮設物を設置し、アスベストが含まれる仕上塗材などの除去、内装材やサッシなどの分別解体、設備機器等の取り外しを行っているところであり、内部の除去作業等が終了次第、低層棟から本格的に外壁などの躯体部分の解体作業に着手する予定である。

<解体工事の概要>

構造階数：鉄骨鉄筋コンクリート造、地上10階・地下1階
延床面積：40,378㎡
その他：倉庫等小規模建物19棟の解体

<付帯工事>

- ・アスベスト除去工事
- ・旧施設の地下を利用した緊急汚水槽整備工事
- ・駐車場整備工事

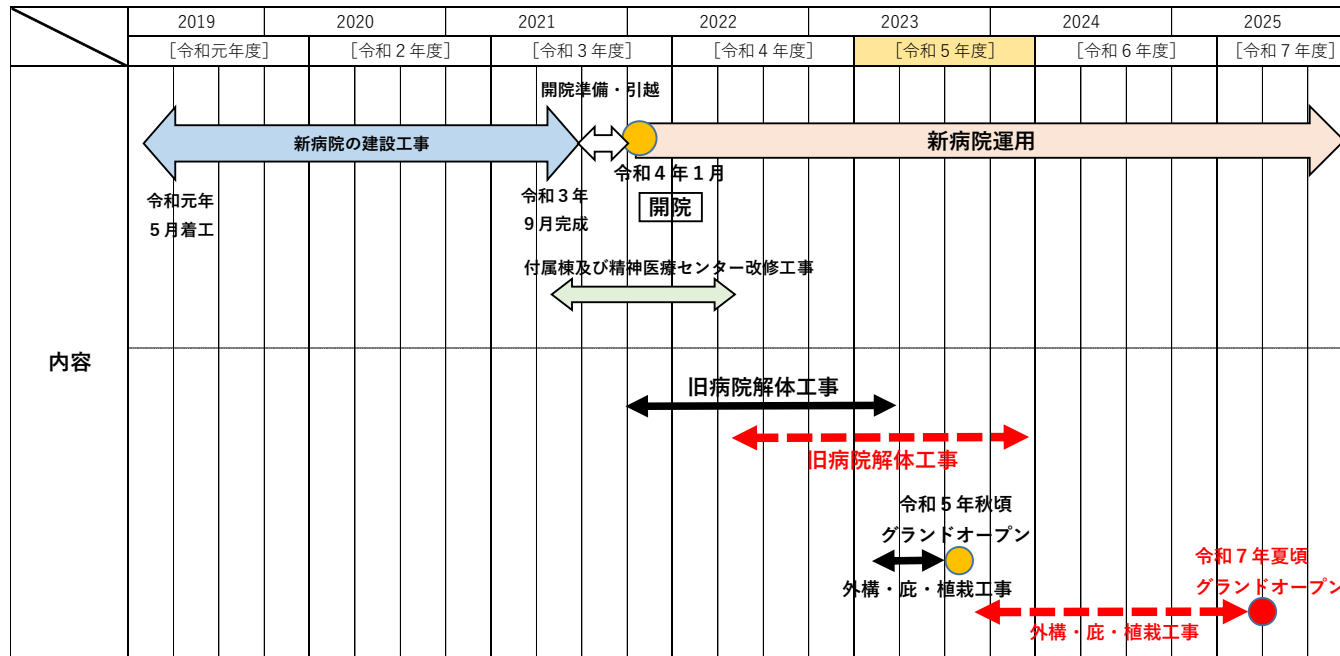
新県立宮崎病院再整備事業の現況及び全体スケジュールの見直しについて

経営管理課 県立病院整備推進室

2 全体スケジュールの見直し

これまで、グランドオープン进行令和5年秋頃の予定としていたが、新病院への機能移転調整及び解体工事準備、アスベストの除去箇所の増加、病院利用者の安全な動線进行確保するための施工方法の変更により、約1年8ヶ月の工期の延長が必要となり、令和7年夏頃のグランドオープンとなる見込みである。

県立宮崎病院整備スケジュール



新県立宮崎病院再整備事業の現況及び全体スケジュールの見直しについて

経営管理課 県立病院整備推進室

2 全体スケジュールの見直し

<具体的な理由>

(1) 新病院への機能移転調整及び解体工事準備（約6か月の延長）

新病院開院に向けての施設機器類の最終調整や、新病院開院後も旧病院の施設を一部使用する必要があったこと、また、旧病院内の医療機器、什器備品の再利用、リサイクル売却、完全廃棄の区分作業に時間を要した。

(2) アスベストの除去箇所増加（約4か月の延長）

設計段階では病院運用に支障を伴う箇所の調査ができず、図面などの資料を基に使用の有無を判断した箇所について、工事段階で施工者による詳細調査を実施したところ、新たなアスベスト使用箇所が見つかり、除去作業に多くの時間を要することとなった。

新県立宮崎病院再整備事業の現況及び全体スケジュールの見直しについて

経営管理課 県立病院整備推進室

2 全体スケジュールの見直し

<具体的な理由>

(3) 病院利用者の安全な動線を確保するための施工方法の変更（約10か月の延長）

当初、入口周辺の玄関庇や歩行者通路などの整備時の患者等の入口については、新病院東側の職員・物流入口を利用することとしていたが、患者の安全性の確保、病院職員や委託業者等の動線との交錯による混雑・混乱を避けるため、現在利用している3箇所の入口（正面玄関、時間外入口、救急外来入口）のうち2箇所を利用しながら整備を行うこととした。

そのため、入口周辺の整備を3工区に分け、整備時期を各入口毎に分ける必要が生じたことから、工期の大幅な延長が必要となった。

<再整備完了図>

